

後期高齢者医療制度 ～平成29年度の保険料～

保険料額は、
7月中旬頃、
個別にお知らせ
します



■平成29年度の保険料の計算方法

均等割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成28年中の所得-33万円)× 10.51%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切捨て)
---	---	--	---	--

「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を差し引いたものです。

■保険料の軽減

① 均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 65歳以上の方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	4,980円
33万円	8.5割軽減	7,471円
33万円+(27万円×世帯の被保険者数)	5割軽減※1	24,904円
33万円+(49万円×世帯の被保険者数)	2割軽減※2	39,847円

平成29年度から均等割5割軽減※1・2割軽減※2判定所得が拡充されました。

② 所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で計算します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減※3

平成29年度から所得割の軽減割合が「5割」から「2割」※3へ変更になりました。

③ 被用者保険※4の被扶養者だった方の軽減

- 後期高齢者医療保険に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割にかからず、均等割が7割軽減※5されます。（49,809円→14,942円）

※4 被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、松前町の国民健康保険などは含まれません。

※5 平成29年度から、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減割合が「9割」から「7割」に変更されました。なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

■保険料のお支払い方法

保険料の支払方法は、年金からのお支払い（特別徴収）と納付書での窓口払い（普通徴収）がありますが、口座振替払いへ変更することもできます。ご希望される方は、役場福祉課までご連絡ください。

お支払い方法を口座振替払いへ変更される場合は、次の点にご注意ください。

① 納める時期と毎回の納付金額が変わります。（ただし、年額は変わりません。）

後期保険料	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収 (口座振替) 年9回	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・納付書での窓口払いの納付日は各月の末日です。 ・口座振替の納付日は、各月の25日(休日の場合は翌日)です。											
特別徴収 年6回	●	—	●	—	●	—	●	—	●	—	●	—
	・年金からのお支払いです。 ・納付日は、各月の15日(15日が休日の場合はその前日)です。											

② 申告の際の社会保険料控除が変わる場合があります。

所得税及び個人住民税の社会保険料控除は、次のどちらかを選ぶかによって、世帯全体の所得税及び個人住民税の負担額が変わる場合がありますので、ご注意ください。

1. 口座振替により保険料を支払った場合は、その口座の名義人に適用されます。
2. 特別徴収により年金から支払った場合は、その年金の受給者に適用されます。

次の場合は、手続きをしなくても特別徴収から普通徴収に変わりますので、保険料額決定通知書のお支払い方法をご確認ください。

◎年収や世帯員の異動により保険料額が減額され、平成28年度の途中で特別徴収が行われなくなった場合。

(例：2月の年金から保険料が引かれていない場合など)

→7月から9月の間が普通徴収となりますが、10月以降は特別徴収に戻ります。

◎年収や世帯員の異動により保険料額が増額され、受給の年金からお支払いできなくなった場合。

→4月から8月までは特別徴収ですが、9月から普通徴収に変わります。

お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合
☎ 011-290-5601

役場 福祉課(医療担当)
☎ 42-2640